寄附行為変更に係る留意点について

私立学校法改正に伴う寄附行為変更について、問合せの多い事項や、注意していただきたい点をまとめました。次の内容を確認していただいた上で、各学校法人で寄附行為変更案を精査し、 所定の手続を行ってください。

1 責任の免除・責任限定契約の規定(※「寄附行為作成例」第8章補則の後に記載)

(1) 2つの規定は必置か

2つの規定は、寄附行為に置かなくても構いません。次の(2)~(4)の内容を踏まえた上で、 寄附行為に置くかどうかを各学校法人で判断してください。

(2) 2つの規定の意義

2つの規定は、いずれも役員に賠償責任が発生した場合について、その責任を一部免除する方法について定める規定です。

(3) 2つの規定を置いた場合に認められるもの

・「責任の免除」

「責任の免除」の規定を置くと、理事会の議決により役員の賠償責任を一部免除することが認められます。

•「責任限定契約」

「責任限定契約」の規定を定めると、非業務執行理事について、あらかじめ責任の上限を 決める契約を締結することができます。

(4) 2つの規定を置かなかった場合

役員の責任の免除は、評議員会で同意を得ることによってのみ可能となります。評議員会による責任免除は私立学校法で準用する一般社団・財団法人法で定められていますので、寄附行為に改めて規定しなくても適用されます。

2 役員が無報酬の場合

役員が無報酬の場合、寄附行為の規定方法は2つあります。どちらの方法をとるかは、各法人で検討してください。

- ①寄附行為に「役員は無報酬とする」旨を明確に定め、報酬基準は作成しない。
- ②寄附行為は作成例どおりとし、報酬基準で「役員は無報酬とする」旨を定める。

3 附則 (※次頁に記載例あり)

(1) 今回追加する附則の施行日

今回の寄附行為変更の施行日は附則で定めますが、附則の記載は、寄附行為作成例の附則のうち、カッコ書きになっている方の文例にしてください。

(2) これまでの附則の扱い

寄附行為の附則について、改正後も現在の附則は残して、現在の附則の次に新たな附則を 追加してください。

(3) 附則に記載されている「設立当初の役員」

寄附行為の附則に「設立当初の役員」の記載を残している場合、附則の役員名を現状の役 員氏名に変更する必要はありません。

<記載例>

れ まで 0

附則

※ 現

状 0

まま残っ

附則

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日(平成5年4月1日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長) ○○○○

監事

0000

3 第23条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が 年齢25年以上になるまでの間、「生徒の父母若しくは保護者」と読み替える。

附則

1 神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

口 追 加

附則

1 令和 年 月 日に神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、令和2年4月1日か ら施行する。

※ 記載例では、これまでの附則と今回の附則の境目を明確にするために表を挿入していますが、 実際の寄附行為に表を挿入する必要はありません。

4 寄附行為変更認可申請書の提出期限

令和2年3月29日までに、寄附行為変更認可申請書を提出してください。

- ※ 説明会資料の資料4のQ&Aに申請書提出期間の記載がありますが、これは文部科学省所管法 人向けの提出期間です。
- ※ 令和2年度から幼保連携型認定こども園に移行する幼稚園又は保育所を設置する学校法人 については、提出期限が1月末頃になります。詳細は、対象法人向けに別途お知らせします。

5 認定こども園を設置する学校法人の第3条の目的規定

認定こども園を設置する学校法人について、これまでは幼保連携型認定こども園を設置する 学校法人のみ、目的規定の変更を必須としていましたが、今後は、幼稚園型認定こども園を設置 する学校法人にも目的規定を変更していただきます。

目的規定の作成例は、幼稚園法人向けの寄附行為作成例第3条カッコ書きに載せています。2つの作成例がありますが、それぞれが対象とする学校法人は次のとおりです。

① 幼保連携型認定こども園のみを設置する法人の場合

幼保連携型認定こども園を設置しており、それ以外の学校は設置していない学校法人

② 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を設置する幼稚園法人の場合

- ・幼稚園型認定こども園のみを設置する学校法人
- ・幼稚園型認定こども園と、その他の学校を設置している学校法人
- ・幼保連携型認定こども園と、その他の学校を設置している学校法人